

パートの仲間は手をつなごう！

全労連 パ・臨のなかま NO.36

2012.8.7 発行

全労連TEL03-5842-5611

東京都文京区湯島2-4-4

Eメール part@zenroren.gr.jp

均等待遇で行政機能を高めよう！

非常勤職員が厚労省交渉……全労働

特別組合員(非常勤職員)が1200人に達した全労働省労働組合は、6月21、22日、都内で第9回特別組合員集会を開催。集会には約90人が参加し、要求の到達点や今後の課題について確認し合うとともに、特別組合員が職域別に分かれ、処遇改善・職場環境改善等について議論し、支部・地協役員分散会では、組織実態や今後の運動の前進に向けた意見交換を行いました。

2日目は2時間にわたり参加者全員で厚生労働省交渉をおこなっていますので、その様子を紹介します。

不安定な任用制度の見直しを

最初に、「非常勤職員の労働条件改善の署名」(厚労省宛、一次集約6350筆)を特別組合員が提出。

その後、非常勤職員の任用等について、「給与法では非常勤職員の給与は各庁の長・予算任せ。私たちは給与を『謝金』で支給され、一時金はない。こうした雇用形態は改善すべき」「所属長との面談で『長く働く非常勤職員はいらない』と言われた。地方管理者、所属長を指導すべき」「類似する業務で、能力も適性も立証されながら、公開公募を強いるのは非効率」「違う官職に応募する場合、職を辞して



応募するよう言われた」「更新の確定日が遅く不安」「非常勤職員にも評価制度を用い、更新しないために活用されている」「労働行政は常用雇用を事業所に求めているが、私たちは常に更新の不安を抱えている。経験と能力が認められるのなら無期雇用に」「見通しも立たない人生設計の中で、求職者の支援にあたっている。このような状態が妥当かを見直し、常勤化を強く求める」「誇りを持って仕事をしている。就職が決まった利用者の喜びに働きがいを感じる。しかし、私たちの働き方には『安心』や『希望』はない」など、

発言が相次ぎました。

全労働は、雇用不安を抱え続ける現状の任用制度を見直し、常勤化・定員化の道を開くよう制度官庁への働きかけを求めました。また、一律・一方的雇い止めの防止、機械的公募の見直し、定員数の確保などについて省の姿勢を質しました。

厚労省当局は、「来年度の概算要求に向け、定員数の確保に努めたい」「他の官職に応募する際、今の官職を辞める必要はない。地方局には具体的な事例を示したい」「再採用における『適性・能力』とは、通常の業務ができるということ。また、経験は重要な判断要素」「更新決定は予算確定後となるが、早めに示すよう努めたい」「再採用に際し、地方管理者等の対応が相違しているのは問題。管理者への研修を検討している。業務を指導する時に更新をちらつかせるようなことがないよう徹底したい」「非常勤職員への人事評価は本省の指示ではない。実態を調べて対応したい」等と回答しました。

常勤職員との均衡を

給与・諸手当改善、休暇制度の拡充について、参加者からは「職務に見合った賃金設定がなされてい

ない」「非常勤職員にも昇給制度を設けている省庁があると聞く」「受付時間および終業時間が17時15分であるため、必然的に超過勤務が発生する」「困難事案専門相談員が配置され、総合労働相談員とほぼ同様の業務内容にもかかわらず日額単価に相違がある」「9か月暖房が必要な地域があるが、灯油も満足に買えない。非常勤職員にも寒冷地手当の支給をしてほしい」などの発言がありました。

厚労省当局は、「職務分析を進めていく努力をしたい」「昇給のある他省庁の例を調査したい」「本省・地方や系統間の格差是正について、できるところから検討したい」「非常勤職員に超過勤務が生じないよう指示しているが、やむを得ず行った場合は手当の支給は当然」としました。

全労働は、非常勤職員の均等待遇を実現して、行政組織の質・機能を高めることが重要と指摘し、引き続き、課題の解決に向け意見交換を行うことを確認しました。